

給水管口径決定における基準

平成27年12月24日
水道事業事務内規第3号

(目的)

第1条 給水装置の構造、材質等に関する規程第5条第1項における適正な管径決定のために必要な事項と、同規程第7条第5項第5号の定流量弁設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(メータの基準)

第2条 各口径の給水装置に対する水道メータ型式別適正使用基準流量表は別表1のとおりとする。

(定流量弁の基準)

第3条 各口径の定流量弁に対する設定流量は別表2のとおりとする。

2 定流量弁の設置及び管理については市が行う。但し、設置については長岡京市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した市指定給水装置工事事業者が行う。

(工事申請)

第4条 給水工事を申請する場合で、一般家事用途以外の申請であって管理者が給水口径決定に際し、水理計算書の提出が必要と判断した場合は、指定給水装置工事事業者は水理計算書並びに誓約書（第1号様式）を提出しなければならない。水理計算は関係例規及び第2条のメータの基準、また、定流量弁の設置が必要な場合は第3条の定流量弁の基準を基に算出しなければならない。

(水理計算)

第5条 前条の水理計算書は、時間当たりの水理計算のほか、月間最大使用水量も併せて算出し、各許容範囲を超えることのない計算とする。

(過大流量)

第6条 給水開始後、当初の水理計算を超え過大流量となった場合については、管理者がその水道使用者に対し、過大流量解消のための指導を行う。

(その他)

第7条 関係例規及びこの規定に定めるもののほか、必用な事項はそのつど管理者が定める。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 本規定は、平成28年4月1日以後に受け付けた給水申込みに係る分から適用し、同日前に受け付けた給水申込みについては、なお従前の例による。

別表 1

水道メータ型式別適正使用基準流量表

JIS		呼び径	適正使用流量範囲 (m ³ /h) ※3	一時的使用の許容流量 (m ³ /h) ※4		1日当たりの使用量 (m ³ /日) ※5			月間使用量 (m ³ /月) ※6	
Q ₃ ※2	Q ₃ /Q ₁ (R) ※2			10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間 のとき	1日使用時間の合計が10時間 のとき	1日24時間使用の とき		
2.5	100	接線流	13	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
4			20	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
6.3			25	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
10			30	0.4~4.0	10	6	18	30	50	420
16		たて型	40B	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
40			50	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600
63			75	2.5~27.5	78	47	138	218	390	4,100
100			100	4.0~44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

※1 φ150mm以上については、別途協議とする。

※2 (Q₃) = 定格最大流量、(Q₃ / Q₁) = 計量範囲、(Q₁) = 定格最小流量

※3 適正使用流量範囲は、水道メータの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量

※4 短時間使用する場合の許容流量。

※5 一般的な使用状況から適正使用流量範囲内の流量変動を考慮して定めたもの。

- ・1日使用時間の合計が5時間のとき……一般住宅等の標準的使用時間。
- ・1日使用時間の合計が10時間のとき……会社(工場)等の標準的な使用時間。
- ・1日24時間使用のとき……病院等昼夜稼働の事業所の使用時間。

※6 計量法(JIS規格引用)に基づく耐久試験(加速試験)とメータの耐久性が使用流量の二乗にほぼ反比例することから定めた、1カ月当たりの使用量をいう。

※7 当市ではφ50mm以上について電磁式メータ(R160値)を採用していますが、元来の水道管保護の観点から当市の流量限度は、R100値を基準とすること。

別表 2

定流量弁設定水量

口径	φ40mm	φ50mm	φ75mm	φ100mm	φ150mm
設定流量 時間当り	6m ³	18m ³	40m ³	60m ³	120m ³

※1 定流量弁は市指定品を使用すること。

(第1号様式)

平成 年 月 日

誓 約 書

長岡京市水道事業管理者 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ ㊟
(連絡先 TEL _____)

私の申請による建築物に対して給水を受けるに際し次の事項について誓約します。

(誓約事項)

- 1 給水開始後、使用水量が管理者の定める上限値を超える状況が継続する場合、長岡京市上下水道部の指導に基づき、申請者責任において是正措置を実施します。なお、長岡京市上下水道部に異議申し立ては行いません。
- 2 維持管理を行う指定給水装置工事事業者を次のとおり定めます。また、変更があるときは長岡京市上下水道部へ届けます。
住 所 _____
指定給水装置工事事業者 社 名 _____
代表者名 _____
(TEL _____)
- 3 当該建築物の使用用途等に変更が生じたときは、長岡京市上下水道部へ届けます。
- 4 この建築物を第三者に譲渡または貸借を行うときは、この誓約事項を継承します。